

日本ゲノム微生物学会

平成 31 年第 1 回評議員会議事録

日 時： 2020年3月6日（水） 19：20～21：00

会 場： 首都大学東京 南大沢キャンパス1号館 102

出席者： （会長）

仁木 宏典

（評議員会議長）

饗場 浩文

（評議員）

跡見 晴幸、有田 正規、小椋 義俊、應 蓓文、片山 勉、加藤 潤一

高見 英人、中村 保一、丸山 史人、森 浩禎、吉田 健一、渡辺 智

（幹事）

相馬 亜希子、黒川 顕、大西 康夫、大島 拓、永田 裕二、矢原 耕史、

大坪 嘉行、佐藤 勉、広瀬 侑、佐々木 裕子

（会計監査）

田中 寛、塩見 大輔

饗場浩文評議員会議長が、日本ゲノム微生物学会細則第 11 条により評議員会が成立する旨を報告して開会を宣言したのち、議事にはいった。

審議事項

【第 1 号議案 2018 年事業報告】

議案書に基づき、会員数の動向及び 2018 年の事業について黒川顕庶務幹事より報告が行われ、慎重な審議の結果、全会一致で承認された。

【第 2 号議案 2018 年学会収支決算】

資料 1 に基づき、相馬亜希子会計幹事から 2018 年学会収支決算について以下の説明があった。

- ・ 年会費は予算を上回る収入があった。
- ・ 会員数増、HP の委託により業務委託費が増加した。

また、本決算が適正であるとの監査結果の報告が、田中寛、塩見大輔両会計監査により文書（資料 2）にて提出されていることが報告された。慎重な審議の結果、2018 年学会収

支決算は承認された。

【第3号議案 2019年事業計画】

黒川幹事より、議案書に基づき2019年の活動計画が提案された。また以下の点につき個別に説明がなされた。

また、加藤年会長から、2019年年会について報告があった。

以上につき、慎重に審議した結果2020年事業計画は全会一致で承認された。

【第4号議案 2019年学会予算案】

相馬幹事より、資料5に基づき、2019年度収支予算案について以下の説明があった。

- ・ 会費収入については、正会員と学生会員は順調に増加しているものの、賛助会員が近年減少傾向にある（資料5-2,5-3）ため、収入のマイナスが予想される。
- ・ 支出については、例年通りの予算立てとなっている。

慎重な審議の結果、2019年学会予算案は全会一致で承認された。

【第5号議案 第15回年会（2021年）について】

第15回年会については、九州大学の片山勉会員を責任者として九州大学で開催したい旨仁木会長から提案があり、慎重な審議の結果全会一致で承認された。

【第6号議案 学会の法人化について】

学会の法人化を検討したい旨、仁木会長より提案があった。法人格の種別（一般社団かNPOか）、法人化の時期などについて、意見が交わされ、今後1年間かけて検討を続け、来年の評議員会で成案を得ることとなった。

【第7号議案 会費の値上げの検討について】

評議員選挙へのweb投票導入に伴う選挙要綱の改正について、資料8をもとに黒川幹事から説明があり、全会一致で承認された。

報告事項

1. 第12回年会（2018年・京都）収支報告

跡見前年会長より、第12回年会および、その収支決算について、資料9をもとに報告された。

2. 第14回年会（2020年・名古屋市ウイंकあいち）準備報告

饗場次期年会長より、第14回年会の日程、会場について以下の報告があった。

会期：2020年3月6日（金）～8日（日）

会場：ウイंकあいち（〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

3. 農芸化学会とのコラボについて

2019年3月24～27日に開催される農芸化学会と、第13回日本ゲノム微生物学会年会との間で、コラボシンポジウムを行うことが、吉田健一評議員、加藤年会長から報告された。

日本ゲノム微生物学会では、3月8日13:15～16:15に、農芸化学会では、3月26日(火)14:00～17:00にそれぞれの学会から3名ずつ演者を出し合って開催される予定である。

4. 東大・微生物科学イノベーション連携研究機構「微生物ウィーク 2019 (仮名称)」について

2019年7月22日(月)～7月27日(土)に東京大学で開催される「微生物ウィーク 2019」において、ゲノム微生物学会が以下の2件のシンポジウムを協賛する予定であることが、大西幹事から報告された。

- 7月26日(金) 10:00～12:00

「ゲノムからみる好酸菌・耐酸菌研究の展望」

協賛：極限環境生物学会、日本ゲノム微生物学会、酢酸菌研究会、
日本微生物資源学会

- 7月27日(土) 10:00～12:00

「ゲノム微生物学と細菌学の研究最前線」

協賛：日本ゲノム微生物学会、日本細菌学会

5. 会費未納会員への対応

会費未納者の退会手順について仁木会長より説明があり、2018年末時点での2年以上の会費滞納者リスト(資料7)が示された。本人の払い忘れと思われる例も見受けられることから、年会会期中にも支払いを促すなどの対応を行ったうえで、年会終了後に本人に再度通知し、退会処分となることが報告された。

6. その他

なし。

以上